

東京大学卓越リサーチ・アシスタント実施要領

平成30年5月31日

総長 裁定

(目的)

第1条 この要領は、東京大学における独創性及び高度な専門性を要する研究プロジェクト等の業務遂行に、選抜された特に優秀な大学院学生を参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び学術領域を俯瞰する能力の育成を図るための卓越リサーチ・アシスタント（卓越RA）に関し、必要な事項を定めるものである。

(委嘱する研究業務)

第2条 卓越リサーチ・アシスタントは、前条に掲げる目的のため、研究活動に有益な研究業務に従事するものとする。

2 卓越リサーチ・アシスタントに委嘱された学生は、採択された研究業務を適正に遂行しなければならない。なお、その遂行にあたっては、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

(委嘱対象者)

第3条 卓越リサーチ・アシスタントとして委嘱することのできる者は、大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する者のうち、研究を担当する理事が別に定めるプログラム等を履修又は参画する者とする。

(委嘱期間等)

第4条 卓越リサーチ・アシスタントの委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

2 委嘱の開始日は月の初日からとし、終了日は月の末日とする。

(研究業務単価)

第5条 卓越リサーチ・アシスタントの研究業務の月額単価は、委嘱する研究業務の難易度に応じ、1万円を単位として決定するものとする。

(委嘱手続き等)

第6条 各プログラム等の実施組織、各部局又は外部資金を基礎とする拠点等（以下「各プログラム等」という）において、卓越リサーチ・アシスタントを委嘱しようとする場合は、

第3条に定める者を対象に適切な範囲において、公募その他の方法により候補者を募り、卓越リサーチ・アシスタント研究業務計画書（様式1）の提出によって審査を行う。

- 2 各プログラム等においては、合理的かつ客観的な基準の下に審査のうえ、提出された研究計画の可否及びその研究内容に応じた単価を決定するものとする。
- 3 各プログラム等においては、卓越リサーチ・アシスタントに委嘱する学生に対して、卓越リサーチ・アシスタント研究業務委嘱通知書（様式1-2）を交付する。
- 4 第1項から第3項までの規定に基づき、卓越リサーチ・アシスタントを委嘱する際には、各プログラム等に評価委員会等を設置し、委嘱の透明性に努めるものとする。

（研究業務の実施確認）

第7条 卓越リサーチ・アシスタントに委嘱された者は、研究業務終了時に卓越リサーチ・アシスタント研究業務終了報告書（様式2）を各プログラム等の代表者に提出するものとする。

（委嘱内容の変更等）

第8条 各プログラム等又は大学院学生において、不測に起きたやむをえない事情により、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は中止をせざるを得ない場合には、各プログラム等の代表者は、当該大学院学生に対し、卓越リサーチ・アシスタント研究業務変更通知書（様式3-1）又は卓越リサーチ・アシスタント研究業務中止通知書（様式3-2）を交付する。

（卓越リサーチ・アシスタントの経費）

第9条 卓越リサーチ・アシスタントに研究委嘱することを認めていない外部資金は、その財源とすることができない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、卓越リサーチ・アシスタント制度の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

平成30年5月31日
研究担当理事裁定

平成30年5月31日付け総長裁定「東京大学卓越リサーチ・アシスタント実施要領」
第3条（委嘱対象者）において、「別に定めるプログラム」は下記のとおりとする。

記

- ・「卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
- ・「東京大学国際卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
- ・「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」に参画する大学院学生